

平成28年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

<b>事業名</b>	休業補償特別援護経費			<b>担当部局庁</b>	労働基準局		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始年度</b>	昭和57年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	補償課		三浦 宏二		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計労災勘定								
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号			<b>関係する計画、通知等</b>	休業補償特別援護金支給要綱				
<b>主要政策・施策</b>	-			<b>主要経費</b>	社会保障				
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。遅発性疾患に罹患し、業務上の疾病と認定された労働者のうち、やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給し、もって被災労働者の援護を図る。								
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	休業(補償)給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、この休業待期3日間の休業補償をやむを得ない事由で受けることができない遅発性疾患に罹患した被災者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。								
<b>実施方法</b>	直接実施								
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	2	2	2	1	1		
	執行額	2	1	1					
	執行率(%)	80%	92%	87%					
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標年度	目標最終年度
	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合を80%とする。	成果実績	%	93.9	97	96.1	-	-
			目標値	%	80	80	80	-	80
			達成度	%	117.4	121.3	120.1	-	-
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	申請のあったものについて、迅速・適正に処理する。	活動実績	件	78	69	76	-		
		当初見込み	件	56	64	78	69		
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	本経費は被災労働者の申請に基づき給付を行うものであり、単位あたりコストの算出はなじまない。	単位当たりコスト	-	-	-	-	-		
	計算式	/	-	-	-	-	-		
<b>内訳(単位:百万円)</b>	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由					
	労災援護給付金	1	1	給付見込増による増					
	計	1	1						
<b>政策評価、経済・財政再</b>	<b>政策</b>	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること							
	<b>施策</b>	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ-3-2)							
	<b>測定指標</b>	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標年度	目標年度
		労災保険の社会復帰促進等事業のうち成果目標を達成した事業の割合(目標達成事業/全事業)	実績値	%	87.8	82.6	81.4(見込)	-	-
			目標値	%	84.7	87.8	85.0以上	-	前年度以上(27年度から85%)
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
本事業の政策評価上の個別目標は、「申請から決定までに要する期間を1ヶ月以内とし、その期間内に決定した割合を80%以上とする」(アウトカム指標)及び「申請のあったものについて、迅速・適正に処理する」(アウトプット指標)であり、各年度ともに事業目標を達成していることから、測定指標に寄与している。									

エ ア ク シ ョ ン ・ プ ロ グ ラ ム と の 関 係	改 革 項 目  （ 第 一 階 層 ）  （ 第 二 階 層 ）  （ 第 三 階 層 ）	分野:	-	-						
		KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-		
		KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-		
		本事業の成果と改革項目・KPIとの関係								
-										

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業は、遅発性疾患に罹患し業務上の疾病と認定された労働者のうち、やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給することにより、被災労働者の援護を図るものであり、国民や社会のニーズを的確に反映している事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るものであり、優先度が極めて高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、業務上の疾病と認定された労働者のうち、やむを得ない事由で事業主から労働基準法第76条に定める休業待期3日間の休業補償を受けられない者に対し休業補償3日分相当額を支給するものであり、事業主から徴収した労災保険料から経費を支払うことは妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	被災労働者に対する休業補償特別援護金の支給に必要な労災援護給付金の支給のみである。
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	△	本事業については、過去の給付件数及び給付額により積算しているが、平成27年度の支給実績は概算要求時に積算した予定額を下回ったため、執行率が87%になったものである。平成29年度の概算要求に当たっては、昨年度の実績を踏まえて、積算することとする。
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果実績は目標を上回っている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本事業を含む社会復帰促進等事業は、労災保険給付を補完するものとして一体を成すものであり、労災保険給付を行う国が直接実施することが最も実効性の高い手段である。
関連事業	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	活動実績は活動指標を下回っているものの迅速・適正に処理しており、実績として妥当である。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-
点検・改善結果	点検結果		本経費は被災労働者の援護のために必要な経費であり、その費用は公定されているため、所要額を確保する必要がある。また、27年度は、申請から決定までに要する期間を1か月以内とし、その期間内に決定したものの割合が目標値を上回っていること、また、申請についても迅速かつ適正に処理されていることから、適切な事業が実施されている。
	改善の方向性		今後とも、既支給対象者、支給状況等を動察し、適切な予算要求を行うこととともに、適切な事業実施をすることとする。

外部有識者の所見

点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

改一の 内事 活動実績が当初見込みを下回ったことを踏まえ、未達成の要因を分析の上、改善の方向性に記載した事項を着実に実行することにより、事業内  
善部 容業 容の改善を図ること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現  
状  
通  
り

本事業は遅発性疾患に罹患した被災者が事業閉鎖等やむを得ない事由で本来事業主から受けるべき休業3日目までの補償を受けられない場合に当該額を支給する制度であり、申請件数が少ないことは、労働者保護の観点から望ましい状態であると考えている。今後とも支給状況等を踏まえ適正に予算措置を行い、引き続き適切に事業を実施して参りたい。

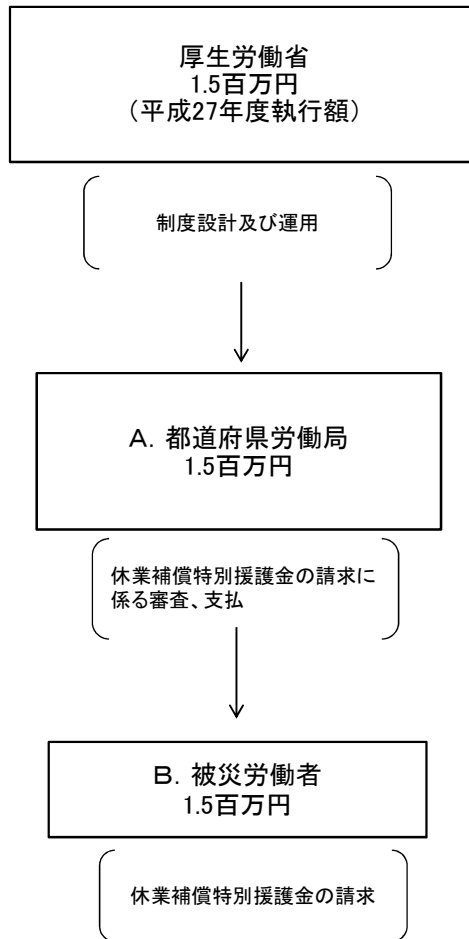
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	660-18	平成23年度	994	平成24年度	837	/
平成25年度	432	平成26年度	442	平成27年度	454	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位: 百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.北海道労働局			B.被災労働者		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	労災援護給付金	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	1.1	労災援護給付金	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	1.5
	計		1.1	計		1.5

### 支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	北海道労働局	-	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	1.1	-	-	-	
2	大阪労働局	-	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.1	-	-	-	
3	熊本労働局	-	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0.1	-	-	-	
4	埼玉労働局	-	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0	-	-	-	
5	山口労働局	-	休業補償特別援護金の請求に係る審査、支払	0	-	-	-	

B.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	被災労働者	-		1.5	-	-	-	

### 国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-		-	-	-	-	